

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例（平成14年長野県条例第33号。第3条及び第5条において「条例」という。）第11条の規定により、自己の本人確認情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報開示請求書)

第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の32第1項の規定による自己の本人確認情報の開示の請求（次条及び第4条において「開示請求」という。）は、本人確認情報開示請求書（様式第1号）により行うものとする。

(本人確認に必要な書類)

第3条 条例第11条第1項に規定する本人確認情報の本人であることを明らかにするために必要な書類で知事が定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をする者の氏名が記載されているもの及び法定代理人が請求する場合にあっては、戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類とする。

(1) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であって当該開示請求をする者が本人確認情報の本人又はその法定代理人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求をする者が本人確認情報の本人又はその法定代理人であることを確認するため知事が適当と認める書類

(開示の方法)

第4条 本人確認情報の開示は、本人確認情報を用紙に出力したもの（開示請求に係る本人確認情報が存在しないときは、その旨を記載した通知書）の交付により行うものとする。

(費用)

第5条 条例第11条第4項に規定する知事が定める費用は、本人確認情報を用紙に出力したものの1枚につき10円とする。

(本人確認情報訂正申出書)

第6条 住民基本台帳法第30条の35に規定する本人確認情報の訂正の申出は、本人確認情報訂正申出書（様式第2号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成14年8月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

(様式第1号) (第2条関係)

本人確認情報開示請求書

年 月 日

長野県知事 殿

請求人

住 所

氏 名

〔法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名〕

電 話 番 号

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、本人確認情報の開示を請求します。

(法定代理人が請求する場合に記入してください。)

開示請求に係る 本人の住所・氏名	
---------------------	--

- (注) 1 請求の際には、請求人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険証など）の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか法定代理人の資格を証明する書類（戸籍抄本など）の提示又は提出が必要です。

(様式第2号) (第6条関係)

本人確認情報訂正申出書

年 月 日

長野県知事 殿

申出人

住 所

氏 名

〔法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名〕

電 話 番 号

年 月 日付けで開示を受けた本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり訂正を申し出ます。

訂正の内容	
-------	--

(注) 申出の際には、本人確認情報を用紙に出力したもの（開示請求に係る本人確認情報が存在しないときは、その旨を記載した通知書）の提示又はその写しの提出が必要です。